2024年7月12日

鎌倉市教育委員会 教育長 高橋 洋平 様

図書館とともだち・鎌倉 代表 水岡やす子

新庁舎及び現庁舎跡地に設置される地域館及び中央図書館の基本設計にあたり、 鎌倉市図書館協議会に諮問を実施することについて(要望)

日頃より、鎌倉市教育行政の向上・発展にご尽力いただき感謝申し上げます。

昨年 6 月、当会では本庁舎移転に伴う深沢図書館と現庁舎跡地に予定される中央図書館の各計画が良いものになるよう「これからの鎌倉の図書館にのぞむ市民の提言」並びに参考資料を添えて次の 2 点の要望をお伝えしました。

- ① 当会の「提言」を、本庁舎及び現庁舎整備の計画策定に携わる関係者各位に提供してほしい。
- ② 図書館分野の専門家や市民団体代表の意見が反映されるよう、専門委員会を設置してほしい。

同年 10 月にいただいた回答では、①については前向きに取り組んで頂いたと承知しております。しかしながら、②については、委託した策定支援事業者が近年の図書館事業に精通していることや、鎌倉市教育委員会や鎌倉市図書館協議会で議論されていること、また幅広い視点での検討や図書館と協働関係にある団体へのヒアリングを設けるので専門委員会の設置はしないとのお答えでした。

その後、当会では、図書館協議会を毎回傍聴し、全国各地の新しい図書館を視察するなど、半世紀ぶりに企図される鎌倉の新しい図書館づくりに向けて大きな期待を抱きながら研究を重ねてまいりました。

その過程で、自治体で新たな図書館建築が検討されるとき、図書館協議会への諮問が実施されないことは極めて異例であると学びました。ご存知の通り、図書館協議会は、図書館法の定めによって設置された図書館長の諮問機関であり意見具申機関です。昭和25年8月21日、同年に成立した図書館法第14条の規定のもと、当時の鎌倉市議会の議決を経て定められた「鎌倉市図書館協議会設置条例」は、70余年の歴史を有し、その役割を担ってきました。

半世紀ぶりに、本庁舎に地域図書館、移転後の庁舎に中央図書館が計画されるという重要な局面において、図書館法に定められる図書館協議会に全く諮問されないことは、図書館協議会委員を含め、その存在意義が軽んじられることに他なりません。

当市では 5 つの行政区域にある各館が一つのライブラリーシステムとして機能し、補完しあって図書館サービスを完成させています。さらに、市史編さん事業や歴史的公文書の仕分け事業など、鎌倉市の公文書館的な役割も担っており、他自治体とは異なる図書館運営に対応しています。庁舎の基本設計が策定されるにあたっては、このような鎌倉の図書館事情に精通した十分な配慮と議論が不可欠です。

図書館長には、2つの図書館だけでなく、鎌倉市全域の図書館サービスをふまえた「これからの鎌倉図書館の望ましい在り方について」図書館協議会に諮り、職員、市民とともに基本設計の策定に臨んで頂きたく要望致します。なお、回答につきましては文書で頂けますようお願い申し上げます。

以上